

令和7年度寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経年劣化したLED防犯街路灯（以下「防犯街路灯」という。）を修繕することによって、安全安心なまちづくりの実現及び犯罪防止に資するため、地域団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「地域団体」とは、町会、防犯団体、商店街団体その他の地域住民等で構成される団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、防犯街路灯を設置する地域団体とし、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 存立、組織、活動等について、定款、規約、会則等により定めていること
又は活動等について、総会資料により確認できること。
- (2) 規則第3条の2の排除対象者と関係を有していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が防犯に資するため、防犯街路灯を修繕する事業で、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

- (1) 補助対象者が電気代を支払い、維持管理している防犯街路灯であること。
- (2) 経年劣化により消灯し、又は著しく照度が低下した防犯街路灯であること。
- (3) 修繕する防犯街路灯に関し、同一目的の補助金が交付されていないこと。
- (4) 修繕する防犯街路灯は、営利を目的として使用されていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯街路灯の修繕に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は防犯街路灯1灯につき15,000円のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約、会則、総会資料等
- (2) 修繕する防犯街路灯の位置図
- (3) 修繕する防犯街路灯の電気代を支払っていることが確認できる書類（電気代支払証明、電気料金請求内訳書等）
- (4) 補助対象経費に係る見積書
- (5) 同意書・誓約書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(事業内容の変更)

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）に補助金の交付決定通知がなされた事業の内容と変更後の事業内容が比較対照できる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金等実績報告書)

第9条 申請者は、補助事業完了後15日を経過する日又は令和8年3月31日

のいずれか早い日を提出期限とし、規則第 14 条の規定にかかわらず、寒河江市 L E D 防犯街路灯修繕費補助金実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) 防犯街路灯の修繕前及び修繕後の写真
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(帳簿等の保管)

第 10 条 規則第 22 条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了した日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第 11 条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の対象となった防犯街路灯は、設置後 5 年間は撤去又は移設をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、市長に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。